

板柳町過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

青 森 県 板 柳 町

目 次

1 基本的な事項

(1) 板柳町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針	8
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	9
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	9
(7) 計画期間	9
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	9

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	11
(2) その対策	11

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	13
(2) その対策	14
(3) 計画	16
(4) 産業振興促進事項	17
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	17

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	18
(2) その対策	18

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	19
(3) 計画	20
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	20

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	21
(2) その対策	23
(3) 計画	24
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	25

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	27
(3) 計画	29
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	30

8 医療の確保	
（１）現況と問題点	31
（２）その対策	31
（３）計画	31
（４）公共施設等総合管理計画等との整合	31
9 教育の振興	
（１）現況と問題点	32
（２）その対策	33
（３）計画	34
（４）公共施設等総合管理計画等との整合	34
10 集落の整備	
（１）現況と問題点	35
（２）その対策	35
11 地域文化の振興等	
（１）現況と問題点	36
（２）その対策	36
（３）計画	36
（４）公共施設等総合管理計画等との整合	36
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
（１）現況と問題点	37
（２）その対策	37
事業計画（令和８年度～令和１２年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	38

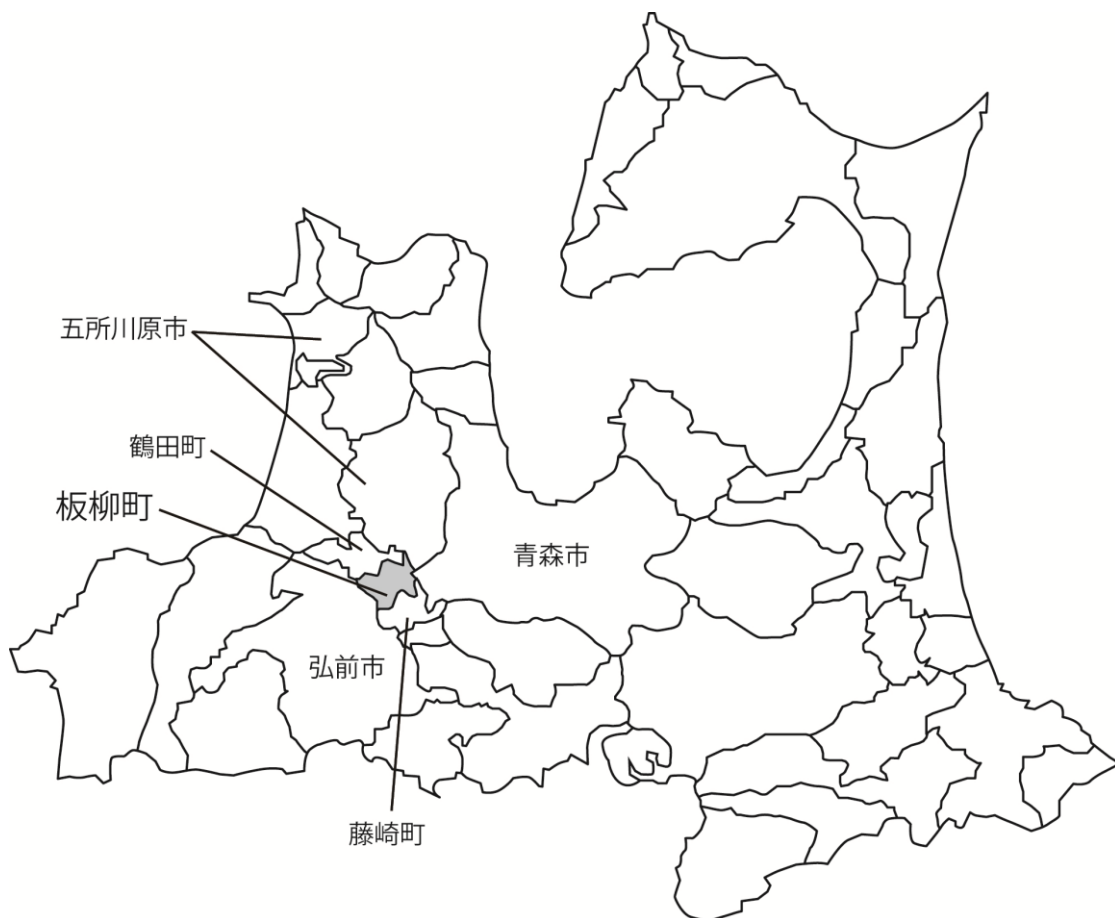
1 基本的な事項

(1) 板柳町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

当町は、青森県の西部津軽地区の中央に位置し、東経140度25分より140度33分、北緯40度39分より40度46分までの間にあり、西は岩木川を境に弘前市と、北は鶴田町、五所川原市に、東は五所川原市、青森市、藤崎町に続き、南は藤崎町と境を接している。



典型的な日本海側の気候で、四季の変化に富み、年平均気温は10℃前後で比較的しのぎやすく、年間降水量は約1,200mm、本格的な冬は11月下旬からで平均積雪量は110cm前後、最深積雪量は181cm位である。

総面積41.88km²のほとんどが平坦地で、西は岩木川、東は十川の間であり、その土質は岩木川水系による沖積世の堆積物がかなり厚く発達しており、土壌は褐色低地土壌、灰色低地土壌、グライ土壌が分布し、水田・りんご園として利用され、生産力の高い土壌を有し、豊沃な平地を形成している。

② 歴史的条件

当町で発見された最初の遺跡は縄文後期のものと思われる土井遺跡で、大小の壺、台付鉢、香炉形土器、土偶などが出土している。

「板柳」の古地名は、「板屋木」「板屋野木」であった。明治21年10月、板屋野木、福野田、灰沼、三千石、赤田、掛落林、小幡の七集落をもって組織し、村名を「板屋野木」と命名。明治28年には正式に「板柳」とし、大正9年4月1日の町制施行に至り「板柳町」となり、昭和30年3月、北津軽郡板柳町、小阿弥村、沿川村、南津軽郡畑岡村の一町三村の合併により新生板柳町となった。

③ 社会的、経済的条件

当町は、津軽富士岩木山を背景に、岩木川のせせらぎに育まれた津軽平野の中央に位置し、「りんごの里」とよばれる全国でも有数のりんご生産地である。今からおよそ350年前の寛永年間（1624年～1644年）に開拓されて以来、津軽独特の気候、習慣によって培われてきた歴史的、文化的風土がいまなお失われずに息吹いており、自然に恵まれた「りんごの里」として発展を続けている。

りんご産業を中心に発展し続けてきた当町は、昭和に入ると、学校教育や社会教育、福祉の充実を図り、さらに地域の振興に大きな影響を与える高速交通体系に適合したアクセス道路の整備に力を注いできた。

昭和63年には、町経済発展の拠点施設「ふるさとセンター」が完成した。「ふるさとセンター」では、りんご産業と観光的要素をミックスさせた通年型の滞在機能や魅力ある地場産品の開発・加工、流通システムの整備など、地域性豊かな産業振興を推進しており、同センターの活動と実績は、町おこし・地域総合活動の模範として高く評価されている。

平成5年には全国初のりんご専門市場「津軽りんご市場」が開設され、活況を呈している。

豊かな自然に先進的な機能を絡めた数々の施策が進められ、当町の特色を生かしたりんごの里づくりが推進されている。

イ 過疎の状況

① 人口等の動向

当町の人口は、令和2年の国勢調査では12,700人となっており、昭和30年をピークに人口減少が始まった。昭和55年の19,215人と比較すると、40年間で6,515人（33.9%）の減少、平成7年の17,320人と比較すると、25年間で4,620人（26.7%）減少しており、年々人口減少が続いている。

② 現在の課題・今後の見通し

当町は、平成29年の過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行により、初めて過疎地域の指定を受け、産業の振興、交通通信体系・生活環境の整備、教育の振興など総合的かつ計画的に過疎対策事業に取り組んできた。

しかし、依然として人口減少が続いており、若年層の流出や高齢化の進行などによる地域活力の低下、農業従事者の高齢化・後継者不足、交通機能の確保、公共施設の維持、地方交付税などに依存する厳しい財政状況など多くの課題を抱えている。

今後も若年層の減少と高齢化の進行により、厳しい状況が予想されるが、当町の基幹産業であるりんごを核とした農業と関連産業の振興を中心とする施策展開により、地域経済の活性化につなげることは可能である。加えて、地域づくりの担い手となる

若者の定住促進のため、生活環境の整備や雇用の場の確保を図り、魅力と活力ある地域づくりを進めることが重要である。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

① 産業構造の変化

当町の就業人口総数は、令和2年の国勢調査では7,156人となっており、昭和35年の10,911人と比較すると3,755人(34.4%)減少している。産業別にみると、第1次産業が5,603人(67.9%)の減少、第2次産業が749人(203.5%)の増加、第3次産業が1,058人(46.2%)の増加であり、第1次産業から、第2次、第3次産業へと産業構造が大きく変化している。

② 地域の経済的な立地特性

当町の道路は、南北方向の国道339号及びそのバイパス道路、主要地方道五所川原黒石線、東西方向の主要地方道五所川原岩木線により骨格が形成されており、周辺の弘前市や五所川原市など周辺都市とのアクセスは良好である。

③ 社会経済的発展の方向

当町の基幹産業は、米とりんごを主軸とする農業であり、令和2年の国勢調査における産業大分類別の就業者数は、男女ともに農業従事者が突出して多い。

一方、令和2年の農林業センサスによると、農家戸数は1,118戸で平成27年の同調査に比べて21.2%減少している。また、経営耕作規模別でみると、1ha未満の小規模農家が40.4%を占めているものの、5ha以上の大規模農家の比率は増加傾向にある。

これらのことから、当町の地域経済において農業が果たす役割は極めて大きいものの、農業従事者の高齢化と後継者不足は深刻であり、さらなる産業振興を目指すうえでの課題となっている。

こうした課題を克服し、地域経済社会を活性化させるためには、「青森県基本計画「青森新時代」への架け橋」に掲げる目標や政策・施策と整合性を図っていくことが重要である。特に西北地域の目指す姿である、「スマート農業と高収益作物の導入等による持続可能な農林水産業の所得向上」や、「安心して生活を送れる地域サービスの充実」に近隣市町村と連携しながら取り組み、持続可能な地域づくりに努める必要がある。

当町は、「りんごの里」とよばれる全国でも有数のりんご生産地であり、トレーサビリティシステムの適正運用により良品質のりんごが栽培されている。今後も地域の活力を維持・発展させるため、栽培技術の向上や継承、担い手の確保・育成に努め、りんごを核とした農業の振興に取り組んでいく必要がある。

また、りんごをテーマとした学習・観光交流施設「板柳町ふるさとセンター」を町唯一の観光施設として整備し、見学・体験メニューの開発、情報発信の強化等により観光振興を推進し、国内外からの誘客促進を目指すこととしている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

当町の国勢調査による人口は、昭和30年の22,257人をピークに減少し続け、令和2年には12,700人となり、昭和35年から令和2年までの60年間では、9,557人(42.9%)減少している。

年齢階層別でみると、昭和35年から令和2年までの60年間で、0歳～14歳の年少人口は6,459人(84.2%)、15歳～64歳の生産年齢人口は6,631人(49.8%)減少している。生産年齢人口の中でも特に、15歳～29歳の若年者人口が8,610人(87.4%)と著しく減少したことにより、若年層比率も45.1%から9.8%へ低下している。

65歳以上の高齢者人口については、昭和35年から令和2年までの60年間で、3,930人(440.6%)と大幅に増加しており、高齢者比率も4.1%から38.0%へ大幅に上昇している。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、現在のまま人口減少が進んだ場合、令和12年(2035年)には生産年齢人口が半減し、令和32年(2050年)には総人口が6,034人まで減少すると予測されている。

一方、町独自の推計「板柳町人口ビジョン【2025年改訂版】」においては、人口減少対策を講じることにより、令和32年には6,689人になると予測されている。

表1-1 (1) 人口の推移

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 21,860	人 18,999	% △ 13.1	人 17,766	% △ 18.7	人 16,222	% △ 25.8	人 13,935	% △ 36.3	人 12,700	% △ 41.9
0歳～14歳	7,664	4,732	△ 38.3	3,207	△ 58.2	2,116	△ 72.4	1,492	△ 80.5	1,205	△ 84.3
15歳～64歳	13,304	12,592	△ 5.4	11,667	△ 12.3	9,896	△ 25.6	7,700	△ 42.1	6,673	△ 49.8
うち											
15歳～29歳(a)	9,853	4,117	△ 58.2	3,060	△ 68.9	2,433	△ 75.3	1,564	△ 84.1	1,243	△ 87.4
65歳以上(b)	892	1,675	87.8	2,892	224.2	4,210	372.0	4,741	431.5	4,822	440.6
(a)/総数 若年層比率	% 45.1	% 21.7	—	% 17.2	—	% 15.0	—	% 11.2	—	% 9.8	—
(b)/総数 高齢者比率	% 4.1	% 8.8	—	% 16.3	—	% 26.0	—	% 34.0	—	% 38.0	—

(資料：国勢調査)

表1-1 (2) 将来推計人口

	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
総人口(人)	12,700	11,321	10,193	9,093	8,018	6,993	6,034

(資料：国立社会保障・人口問題研究所)

表 1－1（3）人口の見通し

	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年	令和 32 年
総人口(人)	12,700	11,354	10,278	9,239	8,222	7,417	6,689
年少人口(人)	1,205	981	870	765	679	629	620
生産年齢人口(人)	6,673	5,697	4,844	4,092	3,375	2,945	2,599
老年人口(人)	4,822	4,676	4,565	4,381	4,169	3,843	3,470
年少人口割合(%)	9.5	8.6	8.5	8.3	8.3	8.5	9.3
生産年齢人口割合(%)	52.5	50.2	47.1	43.0	41.0	39.7	38.9
老年人口割合(%)	38.0	41.2	44.4	47.4	50.7	51.8	51.9

(資料：板柳町人口ビジョン【2025年改訂版】)

イ 産業の推移と動向

当町では、米とりんごを中心とした第 1 次産業（農業）が盛んだが、近年、生産から加工、販売までを行う「6 次産業」化への取り組みも増えている。商工業では、小規模経営の小売店が減少し、町外資本によるスーパーやドラッグストア、コンビニエンスストアの進出がみられる。また、りんご卸販売や精密部品製造などの誘致企業によって地元雇用の一部を支えている状況にあるが、多くは近隣都市への就労を余儀なくされている。

産業別就業者数の状況をみると、昭和55年から令和 2 年までの40年間で、総就業者数が2,887人（28.9%）減少している。また、産業別の割合では昭和55年は総就業者数10,002人で、うち第 1 次産業 55.7%、第 2 次産業 11.6%、第 3 次産業 32.6%、令和 2 年では総就業者数 7,115人で、うち第 1 次産業 37.2%、第 2 次産業 15.7%、第 3 次産業 47.1%と、第 1 次産業の就業者数及びその比率の低下が著しい。

今後も第 1 次産業における従事者の高齢化が加速し、さらに減少していくと推察されるとともに、人口減少に比例した総就業数の減少により、地域経済の活力の低下が懸念される。

表 1－1（4）産業別人口の推移

区 分	昭和 35 年	昭和 55 年		平成 7 年		平成 22 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 10,911	人 10,002	% △8.3	人 9,560	% △12.4	人 8,091	% △25.8	人 7,115	% △34.8
第1次産業	人 8,252	人 5,576	% △32.4	人 4,258	% △48.4	人 3,119	% △62.2	人 2,649	% △67.9
第2次産業	人 368	人 1,165	% 216.6	人 1,678	% 356.0	人 1,320	% 258.7	人 1,117	% 203.5
第3次産業	人 2,291	人 3,261	% 42.3	人 3,624	% 58.2	人 3,652	% 59.4	人 3,349	% 46.2

(資料：国勢調査)

(3) 行財政の状況

ア 行財政の状況

当町では、これまで、平成17年に策定した「板柳町行財政改革計画」を踏襲し、収入の確保や職員数の適正化、事業の見直しをはじめとする歳出削減の取り組みを行ってきており、財政の健全化判断比率は、国が示す基準以下となっている。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の衰退により、地方交付税の減額や、人口減少などの影響に伴う町税の大幅な減少が見込まれており、財源確保が厳しくなることが予想される。

歳出面においては、社会福祉における扶助費や、高い高齢化率を反映した介護給付費などの増加が避けられない状況にあることに加え、年々、老朽化が進行している公共施設の維持補修、更新に必要な財源の確保が財政運営上の大きな課題となっている。

将来にわたって継続的かつ安定した行政サービスを提供していくためには、各種研修等の実施により職員の資質向上を図るとともに、限られた財源を効率的かつ効果的に配分しながら、必要な施策や事業を着実に推進していく必要がある。また、広域化する行政需要に対しては、近隣市町村や弘前圏域定住自立圏等との連携により、取り組みを効果的に進める必要がある。

表1－2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 27 年度	令和元年度	令和 6 年度
歳入総額 A	6,361,763	8,513,372	9,065,802
一般財源	1,722,670	1,797,770	3,048,291
国庫支出金	694,058	1,043,063	1,263,495
都道府県支出金	490,287	456,546	519,384
地方債	223,920	2,096,765	344,444
うち 過疎対策事業債	—	1,933,900	327,900
その他	3,230,828	3,119,228	3,890,188
歳出総額 B	6,062,426	8,125,238	8,486,194
義務的経費	2,528,225	2,456,205	2,981,642
投資的経費	174,577	2,484,539	946,020
うち普通建設事業	174,577	2,484,539	946,020
その他	3,179,624	3,184,494	4,558,532
過疎対策事業費	—	—	—
歳入歳出差引額 C (A－B)	299,337	388,134	579,608
翌年度へ繰越すべき財源 D	1,415	17,720	9,195
実質収支 C－D	297,922	370,414	570,413
財政力指数	0.26	0.28	0.27
公債費負担比率	9.2	8.7	8.9
実質公債費比率	10.8	9.3	10.7
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	80.4	92.6	92.1
将来負担比率	45.0	19.1	—
地方債現在高	12,108,944	13,205,681	11,521,516

(資料：地方財政状況調べ)

イ 施設整備水準等の現況と動向

町道及び農道の整備は、町民の生活や産業活動に欠かせない社会基盤であることから、これまでも計画的に整備をしてきたところであり、今後も継続して、未整備路線の整備を進めていく。

上水道は、計画的な整備及び配水管更新工事を進め、令和6年度末現在、給水戸数は4,755戸、給水人口は11,887人、普及率は98.2%となっている。今後も安全で安定した水の供給に努めるとともに、計画的な施設の更新を図る必要がある。

公共下水道施設については、平成2年度から整備に着手し、平成9年度から供用を開始した。また、農業集落排水事業については、3地区を整備し、平成21年度から事業供用を開始した。今後も、水質保全と生活環境の改善のため、下水道施設の効果的な整備と適切な維持管理に努めるとともに、町民の理解を得る啓発活動を推進し、水洗化率の向上を図る必要がある。

町立板柳中央病院は、弘前市を中心とした「津軽地域医療圏構想」の一翼を担い、町内のみならず周辺の市町村からの患者にも利用されている。高齢化社会に適応した医療機能の充実を図るため、令和2年度からは地域に根ざした一般診療に加え、回復期リハビリテーションや地域包括ケアにも力を入れている。今後も医師や看護師等の確保に努め、地域の医療機関や介護事業所などとの連携を図りながら、高齢化社会に適応した医療サービスを提供していく必要がある。

表1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末	令和6 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	—	44.6	48.9	52.1	54.0
舗 装 率 (%)	—	53.2	58.5	63.7	66.0
農 道					
延 長 (m)	100,769	—	110,142	107,678	107,276
耕地1ha当たり農道延長(m)	—	—	—	—	—
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	—	—
林野1ha当たり林道延長(m)	—	—	—	—	—
水 道 普 及 率 (%)	51.3	96.9	95.9	97.7	98.2
水 洗 化 率 (%)	—	52.3	50.6	64.2	71.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	5.1	5.7	6.0	6.4

(資料：道路台帳、農道台帳、決算書)

(注) 1 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成22年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査(総務省自治財政局財務調査課)の記載要領による。

2 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に次の算式により算定する。

改良率＝改良済延長／実延長

舗装率＝舗装済延長／実延長

3 上記区分のうち、平成12年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記

載要領によることとし、平成22年度以降については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用する。

- 4 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定する。なお、基準日はその年度の3月31日現在とする。また、AからHまでについては公共施設状況調査の記載要領に、Iについては一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領による。

$$\text{水洗化率} = (A + B + C + D + E + F + G + H + I) \div J$$

A：当該市町村の公共下水道現在水洗便所設置済人口

B：当該市町村の農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

C：当該市町村の漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

D：当該市町村の林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

E：当該市町村の簡易排水施設現在水洗便所設置済人口

F：当該市町村の小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口

G：当該市町村のコミュニティ・プラント処理人口

H：当該市町村の合併処理浄化槽処理人口

I：当該市町村の単独処理浄化槽処理人口（※）

J：当該市町村の住民基本台帳登載人口

※処理状況調査票〔市町村用〕中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口」（農業集落・漁業集落排水処理施設人口含む）を差し引いた数値。

- 5 資料がない箇所については「－」としている。

（４） 地域の持続的発展の基本方針

当町では、これまでの長期振興計画で、一貫して「文化の香り高い、米とりんごの町板柳」（町民憲章）のまちづくりを推進してきた。平成29年4月1日に過疎地域の指定を受け、産業の振興をはじめ、教育環境の整備など総合的かつ計画的に、過疎対策事業に取り組み、一定の成果を上げてきた。

しかし、人口減少、少子高齢化の進行等、厳しい社会経済情勢が継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地の適正な管理等が喫緊の課題となっている。

近年は、過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取り組みといった過疎地域が抱える課題の解決に資する動きが加速していることから、当町においても、こうした動きを加速させ、当町の発展に向けて、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが重要である。

当町では、青森県過疎地域持続的発展方針に基づき、「地方に仕事をつくる」「人の流れをつくる」「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「魅力的な地域をつくる」の4つの視点に重点を置いて各種施策に取り組むことにより、町民の誰もが地域で安心して暮らしていくことのできる持続可能な地域となることを目指していく。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本計画の基本方針に基づく基本目標は、板柳町人口ビジョン【2025改訂版】及び板柳町デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき次のとおりとする。

項 目	現状値	目標値	備 考
人 口	12,700人 (令和2年)	10,278人 (令和12年)	※板柳町人口ビジョン 【2025改訂版】より
合計特殊出生率	0.95 (令和5年)	1.57 (令和11年)	※板柳町デジタル田園都市 国家構想総合戦略より
転出超過数	74人 (令和5年)	現状より減少 (令和11年)	※板柳町デジタル田園都市 国家構想総合戦略より
板柳町に住みたいと 感じる割合	31.1% (令和6年度)	現状より増加 (令和11年度)	※板柳町デジタル田園都市 国家構想総合戦略より

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の目標は、板柳町デジタル田園都市国家構想総合戦略及び板柳町人口ビジョン(2025年改訂版)の目標と合致していることから、目標達成状況の評価は、外部有識者等の構成により毎年度開催される板柳町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議で審議し、必要に応じて計画の改定を行っていく。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

当町の公共施設の多くは、高度成長期、人口増加期に整備されたものが多く、今後は老朽化により一斉に更新期を迎え、町の財政負担が増加することが予想される。また、少子高齢化、人口減少社会の本格的な到来により、税収減と医療費負担などをはじめとする社会保障費の増加が予想され、町財政は一層厳しいものになると予想される。

令和7年3月に策定した「板柳町公共施設等総合管理計画」では、次のように基本方針を定めている。本計画においても同様の方針としていることから、本計画に記載された全ての公共施設等については、板柳町公共施設等総合管理計画と適合している。

1) 公共施設の管理に関する基本方針

所管課を中心に長期的視点に立ち公共施設の適切な運営を行うとともに、町民の快適な利用環境を実現するための安全の確保を図っていきます。

一方で、維持修繕・長寿命化を中心とする取り組みにより、費用の平準化などの一定の効果は期待できるものの、十分な更新問題解決に至らないケースも想定されるため、公共施設が多機能・複合化を始めとする「総量の適正化」、施設の利用形態及び運営形態の改善を実施する「民間事業者や県・近隣自治体との連携」等様々な取り組みを計画的に推進します。

2) インフラの管理に関する基本方針

予防保全型の維持管理を行い、計画的な点検・修繕を行い、事故や突発的な不具合を未然に防止することで、施設の安全性を確保し、機能を長く良好な状態に保たせます。

3) マネジメントの実施方針

①点検・診断等の実施方針

町や指定管理者等が、施設の日常点検を始めとする定期的かつ計画的な点検・診断等を実施し、その結果を踏まえて老朽化対策に活用します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理・修繕の実施にあたっては、上記の定期的点検、法定点検の結果を踏まえ、予防保全を重視しコストの縮減・平準化を図ります。

③安全確保の実施方針

点検、修繕を通して得た情報の共有化を図り、他の施設についても予防的措置を実施する等安全確保に努めます。

また、老朽化により供用廃止された施設や今後利用の見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、取り壊し、除却する等安全の確保に十分配慮し、適切な管理に取り組みます。

④耐震化の実施方針

新耐震基準前に建設された施設等は利用度や災害時の防災拠点としての必要性などを勘案して、優先度をつけて検討していきます。

⑤長寿命化の実施方針

公共施設等の定期点検等を計画的に行い、小規模修繕及び大規模修繕のコストを見極めながら、効果的に実施します。また、利用度の低い施設の中で耐久性の高い施設については用途変更を検討する等長期間使用する事を目指します。

また、今後策定する長寿命化計画については、本計画における方向性と整合を図ります。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

誰もが安心・安全に利用しやすい施設となるために、公共施設等の改修・更新等を行う際には、利用者ニーズや施設の状況を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を進めます。

⑦脱炭素化の推進方針

地球環境を保全するため、温室効果ガスの排出の抑制等の活動を推進して行きます。風力、小水力、太陽光、地熱、地中熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーについて、公共施設をはじめ、地域の産業や生活に利用する取り組みを推進します。

脱炭素、循環型社会の実現に向け、町民や事業者に対し必要な情報を提供することにより意識の高揚につなげます。

⑧統合や廃止の推進方針

施設の整備状況、利用状況、維持管理などコストの状況を勘案し、必要に応じて統合や廃止・規模縮小に取り組みます。

⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

すでに一部導入している指定管理者制度等の活用により、民間企業の資金や手法を活用し、事業の効率化や町民が快適に利用できるよう効率的な改善と体制構築を目指します。

また、全庁的な組織体制で公共施設マネジメントを推進していくためには、職員一人一人が公共施設マネジメントの意義を理解した上で、共通認識を持って意識的に取り組んでいく必要があることから、職員を対象にした研修会などを通じ意識啓発に努めていきます。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

当町は、弘前市や五所川原市への通勤圏内にあり有利な地理的条件にもかかわらず、近年、進学や就職を機に首都圏や県外、他市町村への若年層の転出超過により社会減が継続している。また、基幹産業である農業をはじめ産業全般において、従事者の高齢化や担い手不足も進んでいることから、若い世代の流出を防ぐとともに、地域の労働力確保が重要な課題となっている。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響による首都圏からの地方移住も関心が高まっていることから、こうした状況を好機と捉え、空き家バンク制度に空き家を登録し、移住希望者が少しでも移住しやすい環境を整えるなど、移住・定住の促進に取り組む必要がある。

イ 地域間交流

当町における地域間交流は、観光やイベント、各種スポーツ大会を通じて一部の交流はあるものの、依然として少ない状況にある。高速交通網の整備や目覚ましい情報化の進展に伴い、人・物・情報の交流活動はますます活発になっており、当町に興味・関心を持つ人を増やすため、積極的な情報発信に努めるとともに、新たな視点を持った交流人口や関係人口を増加させる取り組みを検討していく必要がある。

ウ 人材育成

人口減少や少子高齢化により、地域の組織力の低下、地域内の連携やコミュニケーションの衰退が懸念されている。

当町においても、各集落において町内会長や役員のなり手がいない、子ども会活動が成り立たない、祭り等の地域行事の運営が困難といった問題に直面している。自立したコミュニティを維持し、持続可能な地域づくりを行うための担い手の確保・育成及び地域づくり活動への支援が必要である。

(2) その対策

ア 移住・定住

- ① 地域おこし協力隊を活用し、町の魅力を広く情報発信するとともに、移住希望者への相談、情報提供を行う体制づくりに取り組む。
- ② 子育てを担う若い世代の町への移住・定住を促進するため、住宅取得費用の補助や出産・子育てにかかる経済的負担を軽減する支援等を行う。
- ③ 当町の基幹産業である農業の担い手を確保するため、若者の新規就農やU I Jターンによる就農に対する支援の拡充に努める。
- ④ 空き家バンク制度の周知を進めることにより登録物件数の増加を図り、空き家の有効活用を促進するための支援を行い、移住しやすい環境を整える。

イ 地域間交流

- ① 地域との関わりをもつ人材を確保することが重要であることから、関係人口の創出・拡大を図るため、観光資源を活用した事業の実施など交流活動を展開していく。
- ② 関係人口を増加させるため、大学や企業等との連携・交流を通じたまちづくりやコミュニティ活動の推進に取り組む。

ウ 人材育成

- ① 地域活動における、ボランティア活動や研修会等への参加を促すとともに、地域づくりの担い手の確保・育成に努める。また、町民の主体的なまちづくり活動を支援し、若者や女性もまちづくりに参加しやすい体制を整備し、町民全体が地域づくり活動へ参画する機会を確保する。

●目標

評価指標	現状値	目標値
移住者対象補助金交付件数 (子育て定住サポート補助金) (若者夫婦定住応援事業費補助金) (空き家利活用定住補助金)	7 件 (令和 6 年度実績)	4 0 件 (令和 8 ～ 1 2 年度実績 — 5 か年累計)

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

当町の基幹産業である農業は、米とりんごが中心となっている。特にりんごは、栽培に関する優秀な技術を持つ農家が多く、良品質のりんごとして県内外から好評を得ている。当町でもりんごを通じた経済活性化に力を入れており、「りんごまるかじり条例」の制定や「トレーサビリティシステム」の導入、そして、全国初りんごの専門市場である「津軽りんご市場」の整備など、消費者が普段から安心安全なりんごを食することのできる環境づくりに努めてきた。

当町の農業は、恵まれた自然のもと、従事者の取り組みや各農業振興施策などによって発展してきたが、従事者の高齢化、後継者不足、燃料や肥料の価格高騰などの影響により、取り巻く環境は年々厳しい状況となっている。

令和2年度の農林業センサスによると、当町の総農家数は1,118戸、販売農家世帯員数は4,860人、経営耕地面積は2,173haで、調査年度毎に減少しており、今後も高齢者の離農などにより総農家数は減少し、遊休農地の増加が懸念されることから、意欲ある農業後継者や新規就農者の確保を図るとともに、地域農業の中心となる経営体などの育成を支援していく必要がある。

また、当町の水田面積に占める主食用米作付面積の割合は62%で、次いで大豆、飼料用米が多くを占めている。食生活の多様化や人口減少、昨今の米の品薄、米価高騰などの状況も踏まえ、需要と供給のバランスを考えた計画的な作付けが必要である。

併せて、未整備農地の生産効率の向上や農地の集積・集約化を促進するため、さらなるほ場整備を実施していく必要がある。

今後も「りんごの里」として地域の活力を維持・発展させるため、栽培技術の向上や継承、担い手の確保・育成に努め、りんごを核とした農業の振興に取り組んでいくとともに、小規模経営農家・高齢農家でも継続して農業に取り組める環境整備を進めていく必要がある。

表3 農家数・農家人口と経営耕地面積の推移

(単位：戸、人、ha)

区 分	平成12 年度	平成17 年度	平成22 年度	平成27 年度	令和2年度
農家数					
総農家数	1,926	1,700	1,605	1,419	1,118
専業農家	426	508	615	570	販売農家1,072
兼業農家	1,407	1,121	912	776	自給的農家46
第1種兼業農家	634	665	427	406	
第2種兼業農家	773	456	485	370	
農家人口					
総農家人口	8,244	6,729	5,932	4,990	販売農家世帯員数4,860
男	3,939	3,201	2,814	2,404	2,576
女	4,305	3,528	3,118	2,586	2,284

経営耕地面積					
総面積	2,722	2,525	2,364	2,227	2,173
田	1,323	1,221	1,075	1,009	1,075
畑	39	40	32	18	56
樹園地	1,360	1,264	1,257	1,200	1,042

(資料：農林業センサス)

イ 商工業

スーパーやドラッグストア、コンビニエンスストアの進出に加え、ライフスタイルの多様化、購買力の町外への流出などにより、町内の地元小売店の活用が少なくなっている。さらに後継者不足により空き店舗が増え、商店街の活力が低下している。

今後は、商工会を中心に関係機関と連携し、既存商店の経営の安定化に向けた支援、起業や事業継承への支援、地域資源を活用した商品開発の支援等の取り組みを進めていく必要がある。

工業においては、これまで町の中心部に三千石工業団地を造成し、企業誘致や地場産業の振興に努めてきたが、近年は、誘致企業の受入はない状況が続いている。町内の雇用や定住を促進するため、企業誘致制度の見直しや拡充を図る必要がある。

ウ 情報通信産業

デジタル化の進展に加えて、物価高騰やいわゆる2024年問題などの社会状況に対応するため、産業の変革につながるDXを推進し、生産性と付加価値の向上を図ることが必要である。

エ 観光

当町には、全国でもユニークなりんごをテーマにした学習と観光の交流施設「ふるさとセンター」がある。ピーク時には年間22万8千人が訪れていたが、修学旅行などの団体利用の減少と、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用客が減少している。近年は、青柳館浴場改築による足湯の整備や、遊具の設置などにより、子ども連れを中心とした町民の利用が増えてきているものの、当町唯一の観光施設としてさらなる有効活用策を検討する必要がある。

また、当町は古い歴史を誇るまちであり、由緒ある神社仏閣や歴史的、民族的に貴重な建造物、古木などの自然遺産があるが、観光客の誘客にはつながっていないことから、町内の点在する様々な観光資源を活用した観光コースの整備や、近隣市町村と連携した広域観光ルートの確立など、魅力ある観光資源の掘り起こしを行う必要がある。

(2) その対策

ア 農業

- ① 新規就農に係る支援制度の周知拡大を図り、新規就農者が就農しやすい体制づくりを整備する。また、技術講習会や経営講習会等を計画的に実施し、担い手の育成及び確保を図る。
- ② 遊休農地の拡大を防ぐため、認定農業者や農業法人等、意欲ある農業者への農地の集積・集約化を促進し、農業用機械や施設の導入等、生産経営体制の強化に対する支援の充実を図る。
- ③ 農作業の効率化・省力化、効率的な経営や規模の拡大を図るため、計画的な農道整

備と農業生産基盤整備を推進する。高収益作物導入や集落営農組合維持を図る。

- ④ 農業経営の安定化を図るため、災害等に備えた果樹共済等への加入促進を図る。
- ⑤ トレーサビリティシステムを適正運用し、消費者が求める、安全で安心な農作物の栽培を推進し、板柳ブランドの価値の向上を図る。
- ⑥ 農家の所得向上のため、産直販売、地産地消、高付加価値化を推進する。
- ⑦ りんごをはじめとする地域資源を活用した町特産品の開発・販路拡大を支援し、国内外で競争できるブランドに強化・育成する。

イ 商工業

- ① 空き店舗を活用した創業・起業を支援する。
- ② 中央アップルモールを活用するなど、「りんごの里いたやなぎ」らしい特色のある商店街の活性化策を推進する。
- ③ 後継者の育成など、商工業者の経営基盤の安定に向けた取り組みを支援する。
- ④ りんごを原材料とした様々な加工品開発を推進する。
- ⑤ 企業誘致に向け、弘前圏域定住自立圏の市町村と連携したPR活動を行う。

ウ 情報通信産業

- ① 農作業の効率化・省力化、効率的な経営や規模の拡大を図るため、スマート農業の普及拡大に取り組む
- ② AIやロボット等の先端技術の活用を促進するとともに、DXにより経営革新を進める事業者の伴走支援に取り組む。

エ 観光

- ① ふるさとセンターをりんご産業、観光の拠点として、町民だけでなく観光客でにぎわう観光施設として整備を推進するとともに、情報発信の強化を図る。
- ② 年間を通じて様々なイベントを展開し、通年の旅客誘致を推進する。
- ③ 農業体験・農家民泊など体験観光や郷土文化をアピールした観光に取り組む。
- ④ 弘前圏域定住自立圏や一般社団法人C l a n P E O N Y津軽と連携して、津軽圏域の観光振興を推進する。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

●目標

評価指標	現状値	目標値	備 考
新規就農者数	4 か年累計 8 人 (令和 5 年度)	現状より増加 (令和11年度)	※板柳町デジタル田園都市 国家構想総合戦略より
町特産品売上高	218,905千円 (令和 5 年度)	現状より増加 (令和11年度)	※板柳町デジタル田園都市 国家構想総合戦略より
商工会新規加入数	12件 (令和 5 年度)	現状より増加 (令和11年度)	※板柳町デジタル田園都市 国家構想総合戦略より
ふるさとセンター利用者数	19万人 (令和 5 年度)	現状より増加 (令和11年度)	※板柳町デジタル田園都市 国家構想総合戦略より

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(1) 基盤整備 農業	国営平川二期土地改良事業(負担金) 県営ほ場整備事業(負担金) 県営久井名地区基幹水利施設 ストックマネジメント事業(負担金) 農道舗装整備事業	国 県 県 町	
	(9) 観光又はレクリエーション	ふるさとセンター活性化事業	町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	町転作団地化育成支援事業 (事業内容) 収益性の高い大豆転作を促進するとともに、新規構成員の受け入れを行う大豆生産団体（集落営農組合）に対し、機械・設備投資等、体制強化を図るための補助金を交付する。 (必要性) 小規模経営農家や高齢農家でも農業を続けていくことができるよう、大豆生産団体を維持する必要があるため。 (事業効果) 大豆生産団体の経営が安定し、共有機械による作業効率の向上及び組合員の安定した収益確保につながる。	町・大豆生産団体	補助金

		果樹共済等加入促進事業 (事業内容) 生産者が災害等に備えて加入する果樹共済等の掛け金に対して助成を行う。 (必要性) 生産者が自然災害等の被害や損害から農業経営を守る備えが必要であり、生産意欲を失うことなく、安心して生産できるよう果樹共済等への加入促進を図るため。 (事業効果) 果樹共済等への加入を促進することにより、自然災害等の被害や損害を受けた場合でも、農業経営の安定を図ることができ、町民の生活を守ることができる。	町	補助金
--	--	---	---	-----

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
板柳町全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり。

これらの産業振興施策の実施については、青森県、弘前圏域定住自立圏及び周辺関係市町村との連携を図りながら推進する。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

板柳町公共施設等総合管理計画では、以下のとおり記載されている。

「産業・観光系施設」について

- ・将来の更新時期等には大規模改修、改築、用途変更、廃止、統廃合、複合化等を視野に検討します。
- ・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。

本計画においても同様の方針としていることから、板柳町公共施設等総合管理計画と整合性がとれている。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

近年、情報通信技術（以下「ICT」という。）は急速に発展し、情報通信網の拡大や高速化、携帯端末の普及などにより社会経済に大きな変革をもたらしている。ICTの持つ可能性を最大限に利活用し、町民ニーズに対応した各種施策を実現するため、また、行政手続きについてもデジタル化・オンライン化が求められていることから、こうした動きに対応し、町民サービスの向上を図る必要がある。

当町では、インターネット光回線の整備が完了し、町民の生活環境は向上しているが、ICTの持つ可能性を最大限に利活用し、町民ニーズに対応した各種施策を実現するため、さらなる利用促進を図る必要がある。

(2) その対策

- ① 通信業者との連携を強化し、情報通信施設の適正な維持管理に努める。
- ② 町民の日常生活の利便性向上を図るため、行政手続きのオンライン化やマイナンバーカードの普及を図る。また、公共施設や観光施設にWi-Fi環境を整備し、町民や来訪者の利便性向上を図る。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 町道

当町の道路は、国道339号線バイパスを幹線として、縦横に県道及び町道が走っており、町民生活や経済活動を支える重要な役割を担っている。これまで、「橋梁長寿命化計画」、「舗装の個別施設計画」及び地域の実情等を踏まえて計画的に整備に努めてきたところであり、令和6年度末で、町道については、町道総延長197,387mで、改良率54.0%、舗装率66.0%、橋りょうは99橋で総延長599.43mとなっている。

未整備や老朽化が目立つ路線も多いため、町民生活の利便性・環境改善の向上を目指し、防災・安全対策を踏まえた道路整備や計画的な道路施設の修繕を行うとともに、通学路の安全対策に努める必要がある。

イ 雪対策

積雪寒冷地である当町は冬期間の克雪対策も重要な課題であり、冬期間の町民の安全・安心な生活環境を確保するため、除雪機械の適切な更新、防雪柵の設置、流融雪溝の整備など除雪体制の充実を図る必要がある。

これまで町道等の除排雪は全て直営で行ってきたが、除雪オペレーターの高齢化、後継者不足が進行しており、技術・技能継承の受け手となる人材の確保・育成が急務となっている。

また、高齢世帯などの住宅周辺の除排雪には、近隣住民ボランティアなどで協力して取り組んでいる地域も多く、このように地域で自主的に行う除雪活動への取り組みを支援し推進していく。

ウ 公共交通

当町の公共交通機関は、JR五能線と路線バス（弘南バス）がある。JR、路線バスともに通学、通勤、通院、買い物等生活交通手段として利用されているが、マイカーの普及や少子化の影響により利用者は年々減少している。

特に、路線バスは利用者の減少に歯止めがかからず、経常損失の増加により減便や路線廃止を余儀なくされるなど、大変厳しい状況にある。

今後も、関係機関、交通事業者と連携、協力しながら、公共交通の利用促進を図り、持続可能な公共交通網の整備と維持・確保をしていく必要がある。

(2) その対策

ア 町道

- ① 歩道の整備や危険箇所の解消により、町民生活の安全性・快適性の向上を図る。
- ② 令和5年度に策定した舗装の個別施設計画に基づき、劣化の頻度が大きい路線から修繕・更新を行い、道路の長寿命化に取り組む。
- ③ 令和4年度に策定した橋梁長寿命化計画及び同年度に点検した結果に基づき、橋りょうの補修工事を計画的に実施する。

イ 雪対策

- ① 安定した除排雪体制を確保するため、除雪機械の適切な更新と、オペレーターの確保・育成に努める。
- ② 冬期間の道路交通確保のため、必要な箇所へ防雪柵を設置する。
- ③ 排雪場所のない地域への消流融雪溝の計画的な整備を推進する。
- ④ 除雪ボランティアなど地域住民の自発的活動を支援する。

ウ 公共交通

- ① 路線バスは、通勤や通院、買い物等の日常生活に密接に関わってくることから、財政支援を行い、必要なバス路線の維持・確保に努める。また、利用者の動向把握、運行ダイヤの改善等により、利便性の向上を図る。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

●目標

評価指標	現状値	目標値
町道舗装率	66.0% (令和6年度)	70.0% (令和12年度)

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道路 橋りょう	舗装補修事業 歩道整備事業 側溝整備事業 橋梁補修整備事業	町 町 町 町	
	(8) 道路整備機械等	除雪機械購入事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

板柳町公共施設等総合管理計画では、以下のとおり記載されている。

「道路」「橋りょう」について

- ・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。
- ・利用需要の変化に応じ、道路網の再構築を検討します。
- ・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全による長寿命化に努めます。

本計画においても同様の方針としていることから、板柳町公共施設等総合管理計画と整合性がとれている。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道・下水道

当町の水道事業は、昭和35年に創設され、第1次から第4次拡張事業を経て、昭和63年から津軽広域水道企業団より全面受水し、清浄にして安定した水を全町内に供給している。令和7年3月末での給水戸数は4,755戸、給水人口は11,887人で、普及率は98.2%となっている。

今後も安全で安定した水を供給するため、老朽施設の更新や耐震化等の推進を図る必要がある。

当町の下水道事業のうち、公共下水道事業は、岩木川流域別下水道整備総合計画を上位計画とし、公共用水域の水質保全と地区内生活環境の改善を図るため、平成2年度に現在の8市町村による岩木川流域関連公共下水道事業に着手し、平成9年度より供用を開始している。令和7年3月末で、整備面積368ha（整備率85.9%）、整備人口は7,617人（普及率93.3%）、水洗便所設置人口5,683人（水洗化率74.6%）となっている。

農業集落排水事業は、板柳東部地区及び飯田・林崎地区が平成18年4月1日、板柳中央地区が平成21年4月1日に供用開始となっており、令和7年3月末の水洗化率は64.2%となっている。

今後は、快適な生活環境と水質保全のため、未整備地区の公共下水道事業の管渠整備を計画的に進めていくとともに、水洗化率の向上を図ることが必要である。また、公共下水道施設は供用開始後、おおむね28年経過し、農業集落排水施設は供用開始後、おおむね16～19年経過していることから、処理場及び管渠等の下水道施設の定期的な点検・調査を実施するとともに、計画的な改築・更新も必要である。

イ 廃棄物処理

当町は、資源ごみ（びん・ペットボトル・缶・紙類）と可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの7つに分別してごみの収集を行っている。また、令和8年度からは新たにプラスチックゴミも資源ゴミとして有効利用する予定である。当町では、町民一人あたりの家庭ごみ排出量が年々増加し、処理費用も増加していることから、さらなるごみの減量化が課題となっている。今後、町民に対し、ごみの減量化・リサイクルの啓発活動を図り、町民の意識向上に努める必要がある。

また、当町の一般廃棄物最終処分場は平成6年の供用開始から31年が経過し、各設備の経年劣化が著しいことから、業務に支障を来さないよう、延命化を図る必要がある。

し尿処理については、津軽広域連合が所管する施設で共同処理を行っている。

ウ 消防・救急及び防災

常備消防は、弘前地区消防事務組合に加入し、板柳消防署が配置されていることで、消防及び救急業務に対応する体制ができている。旧消防署庁舎は築45年が経過し、老朽化していることから、令和3年3月に国道沿いに移転新築したものであり、その結果、より迅速に多方面へ出動することが可能になった。安心安全な町民生活の確保のためには、さらなる消防防災力の強化と救急体制の充実が不可欠であり、必要な設備等を計画的に整備していく必要がある。

非常備消防としての消防団は団本部ほか18分団で組織され、令和7年4月1日現在

211人の消防団員が在籍しているが、条例定数270人に対する充足率は78.1%で十分とはいえない状況であり、団員の確保が課題である。また、消防団には消防ポンプ自動車等が18台配備されているが、老朽化しているものもあるため、車両や屯所の計画的な整備・更新が必要である。また、今後は急激な人口減少等による社会情勢の変化、少子高齢化による消防団員の減少等で既に活動に支障が出ている分団もあることから、消防団組織・体制等の見直しも必要である。

当町は比較的災害の少ない町であるが、近年、全国的に大規模な自然災害が発生するなど、町民の防災意識は高くなっていることから、関係機関・団体等による連携・協力のもと、平時からの備えと災害発生時の迅速かつ適切な行動をとるための体制強化を図ることが必要である。

エ 火葬場

斎場は平成2年の供用開始から35年が経過し、老朽化が進んでいる。少子高齢化により需要の増加が見込まれる一方、現状は老朽化に伴う設備等の損傷により修繕等が頻繁に発生し、火葬業務に支障が生じていることから、計画的な更新及び整備施設の適切な維持管理が必要である。

オ 公営住宅

当町の公営住宅は、3団地、201戸ある。特に双葉団地は、建築年がもっとも古く老朽化が進んでいる。

当町では、令和4年度に改定した「板柳町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、入居者の安全性の確保と長期的な維持管理を可能にするための改修・整備を行っているところであり、今後も計画的に取り組みを進めていくとともに、また、老朽化が著しい公営住宅については、解体・除却を検討する必要がある。

表6 公営住宅一覧

(令和7年10月31日現在)

番号	団地名 (建設年度)	棟数	所在地	構造	戸数
1	双葉団地 (S47～S49)	13	北津軽郡板柳町大字三千石地内	簡易耐火造	69
2	広栄団地 (H3～H10)	7	北津軽郡板柳町大字三千石地内	中層耐火造	120
3	いたや北団地 (S63)	1	北津軽郡板柳町いたや町地内	中層耐火造	12

カ その他

旧水道施設は予備水源として位置付けられ残存してきたが、機器類が老朽化し、再生できない状況となっているため、水道施設としての機能は事実上、失われた状態である。現在、敷地内への立入禁止等の安全対策を施しているが、自然災害による倒壊や、放火などの危険性が懸念されることから、解体撤去する必要がある。

(2) その対策

ア 上水道・下水道

- ① 安心・安全な水を安定供給するため、老朽管の更新及び施設の耐震化を計画的に進める。
- ② 計画的な下水道整備を行い、下水道整備進捗率の向上に努め、下水道の普及促進等を図る。また、下水道施設の老朽化に起因した事故発生や機能停止を未然に防ぎ、安定的な稼働の確保を図る必要があることから、計画的な改築、更新を推進する。
- ③ 広報紙やホームページ等で水洗化の啓発を図る。

イ 廃棄物処理

- ① 地球環境に配慮した資源循環型社会の形成を推進するため、ごみの減量化及び資源化等の啓発活動及び環境教育を推進し、家庭等のごみの出し方の意識やマナーの向上を図る。
- ② 既に搬入終了及び終了する予定の一般廃棄物最終処分場は、環境への悪影響がないよう適切に閉鎖する必要がある。

ウ 消防・救急及び防災

- ① 常備消防の配備消防車両等については、弘前地区消防事務組合の更新計画に基づき整備を行う。
- ② 消防団の消防ポンプ自動車等について、おおむね20年を経過した車両から計画的に更新を行うとともに、屯所の整備も進めていく。
- ③ 防災・防犯意識が高く、高齢者・一人暮らしの方をはじめとする町民が安心して暮らせる町にするため、防災訓練や防災教室等を実施する。
- ④ 防災体制の強化を図るため、自主防災組織の設立・支援を検討する。
- ⑤ 地域住民の理解を深めながら、消防団員の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、専門的・技術的知識の習得のための講習会や、訓練を実施する。

エ 火葬場

- ① 火葬設備等の定期的な点検と適切な更新、修繕を実施し、施設の延命化に努める。

オ 公営住宅

- ① 双葉団地については、改修等を行いながら維持管理を行うが、空き戸を勘案しながら、住棟単位で用途廃止を進め、解体・除却を検討する。
- ② いたや北団地、広栄団地は、計画的な改修・整備による建物の長期的な維持管理に努め、入居者の安全性の確保を図る。

カ その他

- ① 旧水道施設は、自然災害による倒壊や破損、不法侵入・放火等、犯罪の温床となる危険があることから、近隣住民の安全確保のため解体撤去する。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

●目標

評価指標	現状値	目標値	備 考
水洗化率	74.6% (令和 6 年度)	80.0% (令和12年度)	
資源ごみ リサイクル率	6.6% (令和 5 年度)	18.3% (令和12年度)	※板柳町一般廃棄物処理 基本計画より算出
消防団員数	211人 (令和 7 年 4 月 1 日現在)	220人 (令和13年 3 月31日現在)	

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 1 2 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
生活環境の整備	(2) 下水道処理施設 公共下水道 農村集落排水施設	岩木川流域下水道事業（負担金） 公共下水道整備事業（污水） 農業集落排水施設更新事業	県 町 町	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	一般廃棄物最終処分場施設整備事業	町	
	(4) 火葬場	斎場火葬設備改修事業	町	
	(5) 消防施設	高規格救急自動車購入事業(負担金) 消防団消防車両等整備事業	弘前地区消防事務組合 町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	公共施設等解体撤去事業 (事業内容) 町所有の老朽化した公共施設等を解体撤去する。 (必要性) 自然災害による倒壊や破損、不法侵入・放火等犯罪の温床となる危険の発生防止、景観維持のため。 (事業効果) 近隣住民の安全確保、環境整備が図られる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

板柳町公共施設等総合管理計画では、以下のとおり記載されている。

「下水道施設」について

- ・ 計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。

「管渠」について

- ・ 計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。
- ・ 利用需要の変化に応じ、管渠の再構築を検討します。

「消防施設」「火葬場」について

- ・ 将来の更新時期等には大規模改修、改築、用途変更、廃止、統廃合、複合化等を視野に検討します。
- ・ 計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。

「町営住宅等」について

- ・ 将来の更新時期等には適正規模を検討します。
- ・ 計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。

「その他」について

- ・ 未使用施設については、売却・貸付け等を検討します。
- ・ 老朽化により供用廃止された資産については、十分な安全性確保を行うとともに取り壊しの検討も行います。

本計画においても同様の方針としていることから、板柳町公共施設等総合管理計画と整合性がとれている。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境

当町の出生数は、平成18年以降100人を下回り、令和6年には47人と、近年は50人前後で推移している。合計特殊出生率は、全国、県平均より低い値で推移しており、非婚化や晩婚化などにより、今後、少子化がさらに進むと予想される。また、妊娠や出産、子育てにあたっては課題も多様化しており、相談場所の充実や、関係機関と連携した細やかな支援の重要性が増している。

町内の保育施設は、令和7年11月現在、町内社会福祉法人が運営する幼保連携型認定こども園4施設である。これらのうち1施設は令和6年度に改築を完了し、保育環境を改善したが、残る3施設は築後40年以上が経過し老朽化が進行している状況にある。人口減少といった社会情勢を踏まえ、持続可能で質の高い保育環境を将来にわたって確保するためには、施設の最適な配置と効率的な運営を考慮し、引き続き施設の改築整備を進めることで、保育環境の改善を図る必要がある。その実現のため、運営法人に対する必要な支援策を講じる。

放課後児童クラブについては、これまで各小学校の余裕教室を利用してきたが、町内4小学校を令和10年4月に統合し、1校体制とするための整備を進めているため、統合小学校に隣接する専用施設として整備を進める。この整備により、放課後の児童にとって安全で安心な居場所が整い、適切な生活や遊びの場が確保される。これにより、保護者が仕事と子育てを両立しやすい環境の充実を図る。

あわせて、子どもは「町の宝」として、すこやか出生祝金事業、子ども医療費給付事業、乳幼児のインフルエンザ予防接種助成事業、高校生通学費等給付事業など、子どもの出生を祝い、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、様々な支援事業を展開している。

また、妊娠期から子育て期までのすべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、切れ目のない包括的な相談・支援を一体的に提供するため、令和6年4月、庁内に「板柳町こども家庭センター」を設置している。本センターが核となり、多職種連携を強化し、早期からのきめ細やかな支援を展開することで、全ての子どもとその家庭の健やかな成長をサポートする体制を構築する。

今後も若者の交流・結婚、定住支援など少子化対策を充実するとともに、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を提供し、安心して子育てと仕事の両立ができる子育て環境の充実を図る必要がある。

イ 高齢者福祉

当町における65歳以上の高齢者比率は人口減少などの社会的要因を背景として年々増加傾向で推移しており、令和2年国勢調査時点の高齢化率は38.0%である。今後もさらなる高齢化が進むなかで、介護の必要な高齢者やひとり暮らし高齢者、認知症高齢者など、地域全体で見守る必要のある高齢者はさらに増加するものと予想される。

当町では、地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会や関連事業所、板柳中央病院などの関係機関と連携しながら高齢者支援を行ってきた。今後も高齢者実態や動向を的確に把握し、高齢者のニーズに対応した生きがいくくりや各種サービスの充実に努め、高齢者が安心して暮らすことのできる体制を強化する必要がある。

ウ 障害者福祉

障害者が経済的に自立し地域で安定した生活を送るためには、障害があっても働くことのできる場を増やすほか、障害者が円滑に就労できるよう訓練する場の確保が必要である。また、多様化する対象者のニーズに対応するため、専門性を備えた相談窓口を充実させるとともに、事業者や関係機関等との連携も必要である。

そして、障害に対する正しい知識の普及や日常的なふれあいをとおした相互理解を促進させることが重要である。

エ 健康づくり

当町の令和2年の平均寿命は、男性が79.3年、女性が86.9年となっており、男女ともに県平均値と同程度である。死因別にみると、主要な死因であるがんや脳血管疾患・心疾患などの循環器疾患、重大な合併症を引き起こすおそれのある糖尿病の患者数は増加傾向にあり、これらの疾病に対する対策が健康を維持するうえで重要な課題となっている。

また、職場や学校での対人関係、育児、将来への不安など様々なストレスから、こころの健康を損なう人も多く、対策が必要である。

(2) その対策

ア 子育て環境

- ① 少子化・晩婚化が進行する中、婚姻数増加のため、出会いの機会が少ない結婚を希望する男女に、出会いの場の提供や情報発信など支援を行う。
- ② 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、現在実施している「こども家庭センター」による包括的な相談体制の充実を図るとともに、出生祝金や子どもの医療費の給付、予防接種の助成等の経済的負担を軽減する支援事業を継続する。
- ③ 仕事と子育ての両立を支援するため、保護者のニーズにあわせた保育サービスの充実を図る。
- ④ 施設の老朽化が進んでいることから、将来的な統廃合を視野に入れた、認定こども園・保育所の施設整備を支援する。

イ 高齢者福祉

- ① 高齢者が地域社会の福祉向上、活性化に貢献し、張り合いのある生活を実現できるよう支援する。
- ② 健康づくりや介護予防の意識を高め、健康寿命を延ばしていけるよう啓発していく。
- ③ 心身ともに健康で、生きがいをもって自立した生活を送ることができるよう、介護予防事業や福祉サービスの充実に努める。
- ④ 介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活していけるよう地域社会全体で高齢者を支える仕組みづくりに努める。
- ⑤ 高齢者が冬期間に気軽に交流や活動ができる場や機会の情報提供に努める。

ウ 障害者福祉

- ① 障害者一人ひとりのニーズに合わせたきめ細やかで充実した就労支援体制の整備を図る。
- ② 生活支援体制を構築するため、関係機関の相互連携を図るほか、事業所等の協力を得ながら必要な量のサービスを受けられるよう支援する。

- ③ 障害の有無や文化・習慣の違いによらず、異なる部分を互いに認め合いながら地域生活を送ることのできる環境づくりを推進するため、ノーマライゼーションについての理解を広げることを目的にした広報・啓発活動に努める。

エ 健康づくり

- ① 町民一人ひとりが健康づくりを心がけ、健康増進と健康寿命の延伸を図り、健やかな暮らしを送ることができる町を目指す。
- ② がんや脳血管疾患などの生活習慣病予防のため、正しい知識の啓発と生活習慣改善のための保健指導を実施する。
- ③ 各種健康診断等の受診率向上により、病気の早期発見・早期治療に努める。
- ④ こころの健康づくりのために、必要な相談や支援を受けられる体制を整備する。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

●目標

評価指標	現状値	目標値	備 考
すこやか出生祝金 支給人数	45人 (令和5年度)	現状より増加 (令和11年度)	※板柳町デジタル田園都市 国家構想総合戦略より
特定健診受診率	43.8% (令和5年度)	現状より増加 (令和11年度)	※板柳町デジタル田園都市 国家構想総合戦略より
各種がん検診受診率	胃がん：12.9% 大腸がん：16.8% 肺がん：16.5% 乳がん：22.8% 子宮がん：19.0% (令和5年度)	現状より増加 (令和11年度)	※板柳町デジタル田園都市 国家構想総合戦略より
介護保険第1号被保険者の サービス受給率	15.1% (令和5年度)	現状より減少 (令和11年度)	※板柳町デジタル田園都市 国家構想総合戦略より
板柳町シルバー人材 センター会員数	64人 (令和5年度)	現状より増加 (令和11年度)	※板柳町デジタル田園都市 国家構想総合戦略より

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 認定こども園	認定こども園整備事業費補助金	町・社会福祉法人	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業分 その他	子ども医療費給付事業 (事業内容) 高校生までの子どもの医療費を無償化する。 (必要性) 子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して早期に治療が受けられるようにするため。 (事業効果) 子どもを産み育てやすい環境を整備され、少子化対策の効果が期待され、人口増加につながる。	町	
	(9) その他	通学費等支援事業 (事業内容) 高校生年代の児童がいる全世帯に対する通学費等の支援を目的に、金銭給付を実施する。 (必要性) 子育て世帯の経済的負担を軽減するため。 (事業効果) 子どもを産み育てやすい環境が整備され、少子化対策の効果が期待され、人口増加につながる。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

板柳町公共施設等総合管理計画では、以下のとおり記載されている。

「保健福祉医療系施設」について

- ・将来の更新時期等には大規模改修、改築、用途変更、廃止、統廃合、複合化等を視野に検討します。
- ・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。

本計画においても同様の方針としていることから、板柳町公共施設等総合管理計画と整合性がとれている。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

当町には、地域医療の拠点となる板柳中央病院と、民間が経営する診療所・歯科医院が数か所あり、これまでも地域に密着した医療を行ってきた。

板柳中央病院は、町内診療所等の後方支援の役割を担いながら重傷患者の受け入れを行っているほか、救急専用の施設や病床を備え、救急救命医療に当たっている。

高齢化に伴い、医療機関に対する地域住民の要望は高まっていくと予想され、地域の医療提供体制を維持・確保することが重要である。

また、町立板柳中央病院は、平成10年の改築から既に28年が経過し、施設や医療機器等の老朽化が急激に進んでいる。定期的な保守点検を行っているものの、修理が不可能なものも多いため、計画的に更新を進める必要がある。

(2) その対策

- ① 地域住民が、必要なときに必要な医療を受けられるよう、環境整備を進める。
- ② 施設改修、医療機器の更新・整備を計画的に推進する。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

●目標

評価指標	現状値	目標値
病床利用率	81.9% (令和6年度)	74.8% (令和13年度)

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1) 診療施設 病院	医療器械整備事業 診療施設改修事業	町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

板柳町公共施設等総合管理計画では「医療系施設」についての記載はないが、公共施設等の整備について、以下のとおり基本方針を定めている。

- ・公共施設の多機能・複合化を始めとする「総量の適正化」、施設の利用形態及び運営形態の改善を実施する「効果的・効率的な管理運営」等様々な取り組みを計画的に推進します。
- ・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。

本計画においても同様の方針としていることから、板柳町公共施設等総合管理計画と整合性がとれている。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

当町には小学校が4校あり、令和7年5月1日現在、児童数452人となっている。児童数は人口減少と出生率の低下により年々減少し、小規模化が進むことで複式学級の増加や様々な人と関わり社会性を育む機会が限られてしまうなど、教育環境の面において様々な影響が出ている。

また、学校施設の老朽化も進んでいることから、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境を整備するために、既存小学校を長寿命化改修して令和10年4月に4校を1校に統合する予定で事業を進めている。

中学校は1校あり、令和7年5月1日現在、生徒数237人となっている。令和元年度に新校舎が完成し教育環境は整えられたが、体育館や特別教室の空調の整備等に今後取り組んでいく必要がある。

令和2年度には児童生徒1人1台のタブレット端末を導入したが、令和7年度は中学校分のタブレット端末の更新を行った。小学校の更新は令和8年度に予定しているが、利用率の増加に伴い、通信環境の維持改善など、より一層のICT教育の推進のために計画的に機器の更新や整備を進めていく必要がある。

また、教員の業務負担軽減のために、校務支援システムの導入などICT活用による校務効率化、部活動の負担軽減など、教育委員会による支援体制を強化し、教員が教育に専念できる環境を確保し、質の高い教育の実現を目指す必要がある。

加えて、児童生徒を取り巻く環境は、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより変化しており、家庭・学校・地域が一体となった、社会全体での教育がより重要になっていることから、相互の連携・協力の強化を図る必要がある。

イ 生涯学習、スポーツ

近年、生活水準の向上や余暇時間の増大を背景に、町民の生涯学習に対する意欲が高まるとともに志向が多様化している。これまで、各種文化サークルの公民館活動が活発に行われてきたが、今後は、さらに町民が参加しやすい学習環境を整備するとともに、子どもから高齢者まで各層にわたるニーズに対応できる多様な学習機会の充実を図る必要がある。

また、地域の生涯学習活動などにおける指導者の高齢化や後継者不足が課題となっており、人材の発掘・育成に努める必要がある。

当町では、平成20年に「読書のまち」宣言を行い、学校での朝の読書、家族での「家読（うちどく）」、ノーテレビ・ノーゲームデーなどの活動に取り組んでいる。読書は知識を得る手段としてだけでなく、豊かな心を育み、コミュニケーション能力を形成するなど、子どもが生きる力を身につけていく上で欠かせないものであり、継続して取り組まなければならない。

図書館は、町民が文化的な生活を送るうえで必要不可欠な存在であるが、町民図書館は築56年が経過し、老朽化が著しい。また、蔵書スペースが不足しており、利用環境の改善を図るため施設の改築等を行う必要がある。

スポーツ活動については、平成23年3月に設立された、総合型地域スポーツクラブ「りんごの里スポーツクラブ」を中心に活発に行われている。活動場所は、町民体育館のほ

か、学校体育館の夜間開放の機会を活用して実施している。スポーツ活動は、健康づくりの増進のみならず、地域・世代間の新しいコミュニティの形成にもつながっていることから、今後も町民のスポーツ活動の普及促進を図るとともに、指導者の人材確保や育成に努めていく必要がある。

スポーツ施設については、町民体育館、町民野球場、町民ソフトボール場などの利用者が多いものの、いずれも施設の老朽化が進んでおり、計画的に修繕を行い、長寿命化を図っていく必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

- ① 小学校統廃合について、聴取した保護者や地域住民等の意見に配慮し、多様なニーズに対応した整備を進める。
- ② その他の義務教育施設についても、時代変化に応じ、充実した環境づくりを進める。
- ③ 教育の情報化に向けて、ICT教育の環境整備に努める。
- ④ 保護者や地域住民の学校運営への参画を促すため、地域住民と児童生徒の交流機会を創出し、学校と地域が力を合わせて子どもを育む体制を構築する。また、郷土愛を育むふるさと教育やキャリア教育の充実を図る。

イ 生涯学習、スポーツ

- ① 各種集会施設、学校施設、旧板柳高等学校を有効活用し、地域コミュニティの場の形成を図るとともに、各種サークル活動等の生涯学習の場を創出する。
- ② 町民のニーズに応じた生涯学習及びスポーツ活動を奨励・支援するため、知識や技術を持った指導者の確保・育成に努める。
- ③ 「読書のまち板柳」として、読書に関する活動の充実を図る。
- ④ 各種スポーツ大会等の開催により、子どもから高齢者までスポーツに親しむ機会づくりを創出し、スポーツを通じた交流が盛んな町にする。
- ⑤ 各種スポーツ団体の活動を支援し、町民の健康増進に努める。
- ⑥ 老朽化が進んでいる施設は修繕等により長寿命化を図るとともに、修繕等での対応が困難な場合は、新設や既存施設への移転などを検討し、計画的な整備を行う。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

●目標

評価指標	現状値	目標値	備 考
講座、教室の年間延べ開催回数	108回 (令和5年度)	現状より増加 (令和11年度)	※板柳町デジタル田園都市 国家構想総合戦略より
町民一人当たりの図書貸出冊数	1.2冊 (令和5年度)	現状より増加 (令和11年度)	※板柳町デジタル田園都市 国家構想総合戦略より

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎 屋内運動場 屋外運動場 給食施設	統合小学校整備事業 小学校施設改修事業 統合小学校体育館整備事業 小学校体育館改修事業 小中学校屋外運動場整備事業 中学校屋外運動場整備事業 小学校給食室整備事業	町 町 町 町 町 町 町	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館 集会施設 体育施設 図書館	公民館整備事業 旧板柳高等学校改修事業 多目的ホールあぶる整備事業 町民体育館整備事業 図書館整備事業	町 町 町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

板柳町公共施設等総合管理計画では、以下のとおり記載されている。

「学校教育系施設」について

- ・「板柳町立小中学校適正規模配置に関する基本方針（平成23年）」に基づき、段階的に見直します。
- ・将来の更新時期等には大規模改修、改築、用途変更、廃止、統廃合、複合化等を視野に検討します。
- ・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。

「町民文化・社会教育系施設」について

- ・将来の更新時期等には大規模改修、改築、用途変更、廃止、統廃合、複合化等を視野に検討します。
- ・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。

本計画においても同様の方針としていることから、板柳町公共施設等総合管理計画と整合性がとれている。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

当町の集落は、板柳地区、小阿弥地区、沿川地区、畑岡地区の大きく4地区に分かれている。JR板柳駅を中心として形成されている市街地のほか、りんご畑や水田を中心とした農家が散在しており、それぞれ生活の範囲において、基礎となる町内会を結成している。

町内会は、近年の急速な少子高齢化や人口減少の進行により、加入者が減少しているが、防犯・防災や環境美化など、安全安心で住みよい地域づくりには必要不可欠な組織であり、今後も維持していくため、対策が必要である。

また、町内会活動の拠点となる集会施設の老朽化対策も課題であり、町有施設については、適宜補修し、長寿命化を図る必要がある。また、町内会所有施設についても、町有施設同様に長寿命化に向けた取り組みを支援する必要がある。

(2) その対策

- ① 町民自身が町内会の現状を知り、今後の町内会維持の方向性などを検討する語り合いの場として、「町長と語る会」等を開催する。
- ② 町内会の活動拠点である集会所のうち、町有施設については、適宜補修し、長寿命化を図る。また町内会所有施設については、改築等の長寿命化を図る取り組みを支援する。

●目標

評価指標	現状値	目標値
「町長と語る会」等の開催回数	1回 (令和6年度)	毎年4回以上

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

古い歴史を持つ当町には、様々な歴史、文化的遺産がある。こうした地域の文化的遺産は、先代から受け継いだ町の財産として、途絶えることなく後世に継承する必要があり、生活の近代化や広域化により、その継承は愛好家や町民有志が主体となって行われているが、伝統文化活動を担う文化団体構成員の高齢化などにより、伝統文化の後継者が減少し、ふるさとの貴重な文化を次代に継承することが難しくなっている。

板柳町立郷土資料館には、貴重な文化財が収蔵・展示されている。現在の建物は、昭和27年に板柳中学校校舎として建造され、昭和41年の統合中学校新校舎建築に伴い、町公民館として利用されるなどしてきたが、その後町立郷土資料館として再利用され、今日に至っている。築60年が経過して老朽化が著しく、文化財の適切な保護の観点から施設整備を検討する必要がある。

(2) その対策

- ① 伝統行事、地域文化活動の継承に参加できる環境づくりを推進する。
- ② 町立郷土資料館については、施設の利用に支障が出ないよう老朽化による必要な修繕を行うとともに、小学校統合後の施設などの有効活用も視野に入れ、地域の特性を生かした郷土資料館の整備について検討を行う。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

●目標

評価指標	現状値	目標値
郷土資料館入館者数	363人 (令和6年度)	400人 (令和11年度)

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域文化の振興等	(3) その他	郷土資料館修繕事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

板柳町公共施設等総合管理計画では、以下のとおり記載されている。

「町民文化・社会教育系施設」について

- ・将来の更新時期等には大規模改修、改築、用途変更、廃止、統廃合、複合化等を視野に検討します。
- ・計画的な予防保全による、施設の長寿命化に努めます。

本計画においても同様の方針としていることから、板柳町公共施設等総合管理計画と整合性がとれている。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化対策の推進に関する法律では、地方公共団体は、その区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進することとされている。

日常生活や事業活動など、人の活動によって地球温暖化が進んでいることから、地域社会を構成する私達一人ひとりが、自らの日常生活や事業活動を再点検し、限られた資源の有効活用や新エネルギーの利用促進など、地球環境への負荷が少ない行動へ転換していく必要がある。

当町としても、地球環境を保全するため、温室効果ガスの排出の抑制等の活動を推進しており、引き続き、取り組みを推進する必要がある。

(2) その対策

- ① 風力、小水力、太陽光、地熱、地中熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーについて、公共施設をはじめ、地域の産業や生活に利用する取り組みを推進する。
- ② 脱炭素、循環型社会の実現に向け、町民や事業者に対し必要な情報を提供することにより意識の高揚につなげる。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業分 第1次産業	町転作団地化育成支援事業 (事業内容) 収益性の高い大豆転作を促進するとともに、新規構成員の受け入れを行う大豆生産団体（集落営農組合）に対し、機械・設備投資等、体制強化を図るための補助金を交付する。 (必要性) 小規模経営農家や高齢農家でも農業を続けていくことができるよう、大豆生産団体を維持する必要があるため。 (事業効果) 大豆生産団体の経営が安定し、共有機械による作業効率の向上及び組合員の安定した収益確保につながる。 果樹共済等加入促進事業 (事業内容) 生産者が災害等に備えて加入する果樹共済等の掛け金に対して助成を行う。 (必要性) 生産者が自然災害等の被害や損害から農業経営を守る備えが必要であり、生産意欲を失うことなく、安心して生産できるよう果樹共済等のへの加入促進を図るため。 (事業効果) 果樹共済等への加入を促進することにより、自然災害等の被害や損害を受けた場合でも、農業経営の安定を図ることができ、町民の生活を守ることができる。	町・大豆 生産団体	大豆生産団体に機械・設備投資等、体制強化を図るための補助金を交付することで、大豆生産団体の経営が安定し、共有機械による作業効率の向上及び組合員の安定した収益確保につながることから、地域の持続的発展に資する事業である。
			町	生産者が自然災害等の被害や損害から農業経営を守る備えが必要であり、生産意欲を失うことなく、安心して生産できるよう果樹共済等のへの加入促進を図ることで、自然災害等の被害や損害を受けた場合でも、農業経営の安定を図ることができ、町民の生活を守ることにつながることから、地域の持続的発展に資する事業である。

5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業分 危険施設撤去	公共施設等解体撤去事業 (事業内容) 町所有の老朽化した公共施設等を解体撤去する。 (必要性) 自然災害による倒壊や破損、不法侵入・放火等犯罪の温床となる危険の発生防止、景観維持のため。 (事業効果) 近隣住民の安全確保、環境整備が図られる。	町	老朽化した公共施設等を解体撤去することにより、周辺住民の安全確保や環境整備が図られることから、地域の持続的発展に資する事業である。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業分 その他	子ども医療費給付事業 (事業内容) 高校生までの子どもの医療費を無償化する。 (必要性) 子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して早期に治療が受けられるようにするため。 (事業効果) 子どもを産み育てやすい環境が整備され、少子化対策の効果が期待され、人口増加につながる。	町	子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して早期に治療が受けられるようにすることで、町民が子どもを産み育てやすい環境が形成され、定住人口の増加が見込まれることから、地域の持続的発展に資する事業である。
		通学費等支援事業 (事業内容) 高校生年代の児童がいる全世帯に対する通学費等の支援を目的に、金銭給付を実施する。 (必要性) 子育て世帯の経済的負担を軽減するため。 (事業効果) 子どもを産み育てやすい環境が整備され、少子化対策の効果が期待され、人口増加につながる。	町	県立高校の閉校を受け、通学等に関する費用が増加した子育て世帯の経済的負担を軽減することで、町民が安心して子どもを産み育てやすい環境が形成され、定住人口の増加が見込まれることから、地域の持続的発展に資する事業である。